

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

大気汚染防止法施行令（昭和四十二年政令第三百二十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条（第十一條）（略）</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第十二條（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六條第一項の規定により、揮発性有機化合物排出施設を設置している者に対し、揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法、揮発性有機化合物の処理の方法、揮発性有機化合物濃度並びに法第十七條の四第二項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、揮発性有機化合物排出施設を設置している者の工場若しくは事業場に立ち入り、揮発性有機化合物排出施設及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、法第二十七條第二項に規定する揮発性有機化合物排出施設を設置する者に対しては、法第十七條の十、第二十三條第二項又は第二十七條第四項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行つものとする。</p> <p>5（略）</p> <p>7（略）</p>	<p>第一条（第十一條）（略）</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第十二條（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>6（略）</p>

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十三条 (略)

2 前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうちばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る同項各号に掲げる事務であつて工場に係るもの並びに揮発性有機化合物の排出の規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(北九州市を除く。)(の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長(以下この項において「指定都市の長等」という。))が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一 法第十七条の四第一項、第十七条の五第一項、第十七条の六第一項並びに第十七条の十二第二項において準用する法第十一条及び第十二条第三項の規定による届出の受理に関する事務

二 法第十七条の七及び第十七条の十の規定による命令に関する事務

三 法第十七条の十二第一項において準用する法第十条第二項の規定による期間の短縮に関する事務

四 法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査(法第二十三条第二項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における報告の徴収及び立入検査を除く。))に関する事務

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十三条 (略)

2 前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうちばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る同項各号に掲げる事務であつて工場に係るものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(北九州市を除く。)(の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長(以下この項において「指定都市の長等」という。))が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

<p>五 法第二十七条第三項及び第五項の規定による通知の受理に関する事務</p> <p>六 法第二十七条第四項の規定による要請に関する事務</p> <p>七 法第二十七条第六項の規定による協議に関する事務</p> <p>八 法第二十八条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることに関する事務</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第一(第二条関係)～別表第六(附則第四項関係) (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>別表第一(第二条関係)～別表第六(附則第四項関係) (略)</p>
---	---